

FAXでのお申込み : 0120-82-8160  
株式会社カントー ソリューション推進G Ez Sharing担当 行き  
Ez Sharing PREMIUM サービス 利用申込書

「Ez sharingサービス契約規定」に基づき以下のサービスを申し込みます。

太枠内必要事項を黒又は青のボールペンで記入するとともに該当事項に「レ」点にてチェックしてください。

※申し込みの際、サービスの内容・範囲等を記載した「Ez Sharing PREMIUM サービス 基本仕様書」及び「Ez Sharing PREMIUM サービス 契約規定」をご確認下さい。

「Ez sharing PREMIUMサービス基本仕様書」及び「Ez Sharing PREMIUMサービス契約規定」に記載された内容に同意し、本利用申込書の内容により申し込みます。

お申込年月日  
20 年 月 日

サービス開始希望日  
20 年 月 日

(お申込日より3営業日以降)

1. お客様情報

ご契約者 必ず登記簿、住民票等公的文書に記載された組織名、氏名、ご住所をご記入下さい。	ふりがな	印鑑
	法人名 (または個人名)	
	部署名	
	ふりがな	
	申込者氏名	
	e-MAIL	
請求書送付先	ふりがな	
	担当者氏名	
	e-MAIL	
	ふりがな	
	住所 (〒 )	
	TEL	FAX
		<input type="checkbox"/> ご契約者住所と同じ場合「レ」点にてチェック下さい
	TEL	FAX

(任意項目) Ez Sharingの事例紹介への情報提供にご協力いただける場合は、チェックして下さい。  
用途: ホームページでの掲載、事例紹介のチラシ

2. お申込内容

基本サービス	インスタンス容量: 100GB 初期ID数: 20ID	容量はシステム領域も含めた数値となります	
オプション	ID追加オプション	追加ID数	10IDずつでの追加となります
独自ドメイン名			https://xxxxxxx.gigapod.jp のxxx部分を設定できます
備考欄			

3. 個人情報の取扱いおよび利用目的について

- ・事業者の氏名または名称および個人情報保護管理者  
株式会社 カントー 個人情報保護管理者 経理部 次長
- ・個人情報の利用目的  
本サービスの利用申し込みおよび本サービスに関連する連絡等に利用いたします。
- ・個人情報の第三者提供および委託について  
本人の同意がある場合または法令に基づく場合を除き、取得した個人情報を第三者に提供・委託することはありません。
- ・開示対象個人情報の開示等および問合せ窓口について  
お客様ご本人からの求めにより、当社が本件により取得した開示対象個人情報の利用目的の通知・開示・内容の訂正・追加または削除・利用の停止・消去(「開示等」といいます。)に応じます。利用の停止・消去(「開示等」といいます。)に応じます。開示等を要求される場合は、個人情報保護についてのお問合せをご覧ください。
- ・個人情報を入力するにあたっての注意事項  
ご記入にあたって、すべての項目をご記入いただくかは、任意とさせていただきますが、未記入とされた項目によっては、手続きや適切な対応ができない場合があります
- ・個人情報の安全管理措置について  
取得した個人情報については、漏えい、滅失またはき損の防止と是正、その他個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。
- ・当社の個人情報保護の取り組みについては、当社ホームページの個人情報保護方針(<http://www.kantoh.co.jp/privacy/index.html>)をご覧ください。

4. お問い合わせ先

株式会社カントー Ez sharing サービス担当  
Tel 03-3238-6121 e-Mail [ezsharing-support@kantoh.co.jp](mailto:ezsharing-support@kantoh.co.jp)

FAXでのお申込み : 0120-82-8160

株式会社カントー ソリューション推進G Ez Sharing担当 行き

Ez Sharing PREMIUM サービス 利用申込書

見本

「Ez sharingサービス契約規定」に基づき以下のサービスを申し込みます。

太枠内必要事項を黒又は青のボールペンで記入するとともに該当事項に「レ」点にてチェックしてください。

※申し込みの際に、サービスの内容・範囲等を記載した「Ez Sharing PREMIUM サービス 基本仕様書」及び「Ez Sharing PREMIUM サービス 契約規定」をご確認下さい。

「Ez sharing PREMIUMサービス基本仕様書」及び「Ez Sharing PREMIUMサービス契約規定」に記載された内容に同意し、本利用申込書の内容により申し込みます。

お申込年月日  
20 10年 11月 1日

サービス開始希望日  
20 10年 11月 10日

(お申込日より3営業日以降)

1. お客様情報

ご契約者 必ず登記簿、住民票等公的文書に記載された組織名、氏名、ご住所をご記入下さい。	ふりがな カブシキガイシャ カントー	印鑑  社印をご捺印下さい
	法人名 株式会社 カントー (または個人名)	
	部署名 総務部	
	ふりがな ヤマダ タロウ	
	申込者氏名 山田 太郎	
	e-MAIL aaa@kantoh.co.jp	
請求書送付先	ふりがな	
	住所 (〒 ) 東京都千代田区九段北1-11-2	
	TEL	FAX
	部署名 同上	
	ふりがな	
	担当者氏名	
e-MAIL		
ふりがな		
住所 (〒 )		
TEL	FAX	
		<input type="checkbox"/> ご契約者住所と同じ場合「レ」点にてチェック下さい

2. お申込内容

基本サービス	インスタンス容量:100GB 初期ID数:20ID	容量はシステム領域も含めた数値となります
オプション	ID追加オプション 追加ID数 10	10IDずつでの追加となります
独自ドメイン名	kantoh	https://xxxxxxxx.gigapod.jp のxxx部分を設定できます
備考欄		

3. 個人情報の取扱いおよび利用目的について

- ・事業者の氏名または名称および個人情報保護管理者  
株式会社カントー 個人情報保護管理者 経理部 次長
- ・個人情報の利用目的  
本サービスの利用申し込みおよびに本サービスに関連する連絡等に利用いたします。
- ・個人情報の第三者提供および委託について  
本人の同意がある場合または法令に基づく場合を除き、取得した個人情報を第三者に提供・委託することはありません。
- ・開示対象個人情報の開示等および問合せ窓口について  
お客様ご本人からの求めにより、当社が本件により取得した開示対象個人情報の利用目的の通知・開示・内容の訂正・追加または削除・利用の停止・消去(「開示等」といいます。)に応じます。利用の停止・消去(「開示等」といいます。)に応じます。開示等を要求される場合は、個人情報保護についてのお問合せをご覧ください。
- ・個人情報を入力するにあたっての注意事項  
ご記入にあたって、すべての項目をご記入いただくかは任意とさせていただきますが、未記入とされた項目によっては手続きや適切な対応ができない場合があります。
- ・個人情報の安全管理措置について  
取得した個人情報については、漏えい、滅失またはき損の防止と是正、その他個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。
- ・当社の個人情報保護の取り組みについては、当社ホームページの個人情報保護方針(<http://www.kantoh.co.jp/privacy/index.html>)をご覧ください。

4. お問い合わせ先

株式会社カントー Ez sharing サービス担当  
Tel 03-3238-6121 e-Mail ezsharing-support@kantoh.co.jp

# Ez Sharing PREMIUM サービス 契約規定

## 第1章 総則

### (規定の運用)

- 第1条 株式会社カントー(以下「当社」という)は、以下の条項により Ez Sharing PREMIUM サービス契約規定(以下「本規定」という)を定め、別紙1に明示する Ez Sharing PREMIUM サービス基本仕様書(以下「基本仕様書」という)に基づき、契約者に対して Ez Sharing PREMIUM サービス(以下「本サービス」という)を提供する。
- 2 当社は、本規定及び基本仕様書を変更することがある。本規定が変更された後の本サービスに係る料金その他の条件は、変更後の規定によるものとする。
  - 3 当社は、本規定を変更する時には、第27条に指定する方法に従い、契約者に対して、変更の内容について通知する。変更の内容については、通知した時点をもって効力が生じるものとする。

### (用語の定義)

- 第2条 本規定において使用する用語は以下のことを意味する。
- (1)「本サービス」とは、当社が契約者に対し、本規定に基づき使用を許諾する次号に定めるシステムを使用して、インターネット上における、本条第4号に定める本機能を契約者の会員向けに提供する当社の Ez Sharing PREMIUM サービスをいう。
  - (2)「本システム」とは、契約者が本サービスを利用するために、本規定に基づき当社が契約者に使用許諾するサーバ設備及びネットワーク設備をいう。
  - (3)「本サイト」とは、契約者が次号に定める本機能を契約者の会員へ提供することを目的として、インターネット上で運営しているサイトをいう。
  - (4)「本機能」とは、当社が本サービスで提供するディスク等を含む、当社により企画、制作及び提供される機能をいい、基本仕様書に記載のとおりとする。

### (規定の範囲)

- 第3条 本規定は契約者と当社との間の本サービスに関する一切の關係に適用するものとする。
- 2 当社が本サービスの円滑な運用を図るため必要に応じて契約者に本規定において別途定める方法により通知した本サービスの利用に関する諸規程は、本規定の一部を構成する。

## 第2章 本サービスの内容及び料金

### (本サービスの内容)

- 第4条 当社は、当社の責任と負担により善良な管理者の注意をもって、本サービス及び本システムを維持・運用するものとし、契約者に対し、本サービスの利用期間中、以下の条件の範囲内で、本システムを本規定に記載の目的及び方法で使用する譲渡不能な非独占的使用権を許諾する。
- (1)本システムの範囲及びその機能仕様は、基本仕様書に記載のとおりとする。
  - (2)当社が行う本システムに関する維持・運用の内容は、基本仕様書に記載のとおりとする。
  - 2 契約者は、本サービスの利用に際し、基本仕様書に記載の禁止事項を遵守するものとする。
  - 3 当社は、当社の責任により本サービス業務の一部又は全部を第三者に委託することができるものとする。
  - 4 本サービス期間中に契約者が登録したデータについては、その所有権は契約者に帰属するものとし、当社は登録されたデータを保護する義務を一切負わないものとする。
  - 5 本システムの障害に対する修補において、バックアップ媒体からデータの復旧が必要になった場合、本システムのデータはすべてバックアップを行った時点に戻るものとする。

### (本サービスの対象外の事項)

- 第5条 以下の各号に該当する事項は本サービスの対象外とし、契約者の判断と責任で処理するものとし、当社はいかなる責任も負わないものとする。
- (1)本サービスを利用するために必要な本システム以外のコンピュータ端末、通信機器、通信回線その他のネットワーク設備の保持・管理、及び、コンテンツの保持・管理
  - (2)以下の事由による本サービスの中断・障害からの復旧
    - ①前号の機器・設備又はコンテンツに起因する中断・障害
    - ②契約者の不適切な使用、その他契約者の責に帰すべき事由に起因する中断・障害
    - ③第三者の故意又は過失に起因する中断・障害
    - ④停電、火災、地震、労働争議等の契約者、当社いずれの責にも帰しがない事由に起因する中断・障害
  - (3)前2号の他基本仕様書で当社の責任と明記されていない事項

### (本サービスの申込方法)

- 第6条 本サービス利用の申込みをするときは、当社指定の申込書「Ez Sharing PREMIUM サービス利用申込書」に必要事項を記入し、提出するものとする。
- 2 前項の申込がなされて、当社が承諾することにより、契約が成立することとする。  
但し、次に掲げる事項に該当する場合には申込みを承諾しない場合がある。
    - (1)当社所定の申込み手続きに従わない場合
    - (2)本サービスの提供にあたり、業務上又は技術上の問題が生じる、又は生じるおそれのある場合
    - (3)その他当社が不適当と判断した場合

### (本サービスの利用料金)

- 第7条 本サービスの利用料金(以下「利用料金」という)は、毎月の本サービスの基本料金及びオプション料金の合計額に消費税を加えた額とする。なお、その詳細については、基本仕様書に記載のとおりとする。

### (本サービスの最低利用期間)

- 第8条 本サービスの最低利用期間は、当社が契約者へ通知するサービス開通案内に記載されたサービス開通日(以下「サービス開通日」という)から起算して6ヶ月間とする。
- 2 前項の最低利用期間内に契約者の事情により契約が解除された場合、契約者は最低利用期間の残余期間に対応する利用料金に消費税相当額を加えた額を、当社が定める期日までに支払うこととする。その際、前払いにて支払い済みの利用料金は、その額から差し引くものとする。また利用料金は、解約月の利用料金にて算出する。

- 3 第6条に定める申込みによる契約成立以降、サービス開通日までの期間において契約者の事情により契約が解除された場合、本条1項に定める最低利用期間に対応する利用料金に消費税相当額を加えた額を、当社が定める期日までに支払うこととする。その際の利用料金は、契約成立時の月額利用料金にて算出する。

#### (契約品目の変更)

- 第9条 契約者は、当社に対し本サービスの契約品目の変更を請求することができるものとする。
- 2 前項の場合、契約者は、当社所定の変更届けを提出し、当社が本サービスの設定を行い、当社が契約者へ通知するサービス変更案内に記載された日から品目変更されるものとする。
- 3 本条第1項により利用料金が増加する変更を実施した場合、当月中に減額する変更はできないものとする。
- 4 本条第1項により契約品目を変更する場合、当社は、契約者に対し、基本仕様書に記載の品目変更料金を請求するものとする。
- 5 第8条に定める最低利用期間内には、本条第1項の変更は、利用料金が増加するもののみを可能とし、利用料金が減額する変更はできないものとする。

#### (利用料金等の請求及び支払)

- 第10条 支払いは前払いとし、当社は、利用予定月の利用料金に消費税相当額を加えた金額をその前々月末日を起点として当社より請求するものとする。なお、当該請求は契約者の締め支払日に基づいて行われる。但し利用開始月及び翌月に限り、利用開始月末日までに請求するものとする。
- 2 契約者は、当社が本条第1項の請求書を発行した日の翌月末日(但し、当日が金融機関等の休業日である場合は直前の営業日)までに、当社の指定する方法により請求額を支払うものとする。なお、支払いに係る手数料は全て契約者の負担とする。
- 3 前項の支払期日が経過しても請求額の支払がない場合、契約者は、支払期日の翌日から完済まで年14.5%の割合による支払遅延利息を支払うものとする。
- 4 当社から契約者に、事実と異なる請求がなされた場合、その支払請求書を訂正のため契約者が当社に返付した日から訂正された支払請求書を契約者が受理した日までの期間は、契約者の支払約定期間に算入しないものとする。

#### (本サービス内容の変更)

- 第11条 当社は、本システムの仕様、本サービスの内容、利用料金等のサービス内容を変更することができるものとする。かかる変更がなされる場合には、当社は、第27条に指定する方法に従い、緊急でやむを得ない場合を除き、当社の指定する変更効力発生日の30日前までに契約者へ通知することとする。但し、利用料金の増額変更については、以下の事由に基づき相当な範囲内で行うものとする。
  - (1)物価の上昇・経済事情の変動等により、現行の利用料金が不相当になったとき
  - (2)本サービスの内容又は本システムの機能等が拡充もしくは追加されたとき
  - (3)本サービスの技術上、運営上、その他の事情により、利用料金の増額についてやむを得ない合理的な理由があるとき

### 第3章 当社の責任

#### (故障の申告)

- 第12条 契約者は本サービスの中断・障害等の不具合を発見したときは、不具合状況を可能な限り特定し、不具合発生時と同様の状況下で当該不具合が再現されることを確認の上、その旨を当社に通知するとともに、不具合に関して契約者の知り得た情報を当社に提供する。
- 2 前項の通知における契約者の連絡先は、申込書に記載されたシステム管理者とする。また、当社の連絡先は、基本仕様書に記載のヘルプデスクとする。

#### (故障の回復通知)

- 第13条 当社は、前条に定める本サービスの不具合が回復した時は、契約者に回復の状況と回復時刻を速やかに通知するものとし、また、故障内容についても速やかに契約者に報告する。

#### (本システムの修補責任)

- 第14条 当社は、正常な作業環境の下で、本システムが基本仕様書に記載した機能仕様どおりに動作しない場合又は本システムに故障が発生した場合、速やかに修補する。但し、動作しない原因が基本仕様書の記述内容の不正確・不明瞭等に起因する場合は、本システムの修補に代えて当該記述内容を修補する。
- 2 当社は、前項に定める機能仕様に合致しない動作又は故障の原因が以下の各号に該当する場合、当社はいかなる責任も負わないものとし、契約者の依頼により修補、改良または機能の追加等を行った場合には、当該作業に要した費用を契約者に請求できるものとする。
  - (1)インターネットそのもの又は契約者社内システムによる不具合である場合
  - (2)基本仕様書に定める機能仕様に定義しておらず、本来本システムが有しない機能である場合
  - (3)契約者が本規定、基本仕様書を遵守しないことが原因である場合
  - (4)前各号の他、当社の責によらずして発生した事象が、本システムの正常な動作を妨げる原因である場合
- 3 本条の規定は、当社の故意または重過失による場合を除き、本システムの利用に関して当社が契約者に対して負う一切の責任を規定したものである。当社は、当社の故意または重過失による場合を除き、本システムの利用に関して、明示又は暗示を問わず、本条の責任以外にはいかなる責任も負担しないものとする。

#### (第三者の権利侵害に対する補償責任)

- 第15条 当社は、第三者から本サービスが第三者の権利を侵害している旨の警告等を受けた場合、以下の各号に定める処置を選択することができるものとする。この場合、契約者はこれに従うものとする。
  - (1)従前どおり契約者に本サービスを提供する。
  - (2)当該紛争に係る部分を当社の判断で同等の代用物と交換し本サービスと同等のサービスを提供する。
  - (3)当該紛争に係る部分の契約者による利用を中止し、本契約を合意解約する。
  - (4)第三者から使用権を取得し、本サービスを継続して提供する。
- 2 契約者は、第三者から本サービスが第三者の知的所有権を侵害している旨の警告等を受けた場合、その旨をすみやかに当社に通知し、当社の行う権利防御等のできる限り協力し、契約者が当該紛争の当事者となった場合には、当該紛争の処理に関する当社の指示に従うものとする。契約者がかかる義務を履行することを条件として、契約者が当該紛争に関する確定判決又は当社が事前に承諾した和解に基づいて当該第三者に対し賠償金または和解金支払義務を負担した場合は、当社は、本サービスの利用料金の直近6ヶ月分の合計額(6ヶ月に満たない場合は当社に支払った利用料金の総額)を上限として当該賠償金または和解金相当額を契約者に補償する。

- 3 本条の規定は、当社の故意または重過失に起因する場合を除き、本サービスが第三者の知的所有権を侵害した場合に当社が契約者に対して負う一切の責任を規定したものとす。当社は、当社の故意または重過失に起因する場合を除き、本条に定める責任以外には、契約者に対していかなる責任も負担しないものとす。

## 第4章 契約者の責任

(業務体制の整備等)

第16条 契約者は、本サービスの利用にあたり、自己の判断と責任で、以下の各号に定める事項を決定し処理するものとす。

- (1)本サービスを適正に利用するために必要な契約者の環境の整備および維持
- (2)契約者の管理する機器に記録されているデータ、情報等を保護する必要がある場合、その適切な処置

(ID及びパスワードの管理責任)

第17条 契約者は、本サイトにアクセスするためのID及びパスワード等を自己の責任において管理するものとし、その漏洩、使用上の誤り又は第三者による不正使用等より損害が生じても、当社は一切責任を負わないものとす。但し、当社の責に帰すべき事由による場合はこの限りではないものとす。

- 2 契約者は、本サイトの維持・運用に必要なID及びパスワード等を当社から与えられるものとす。契約者は、これを契約者の責任で管理し、本サイトの提供に必要なシステム管理業務を遂行するためにのみ使用するものとし、当該業務を行う契約者の従業員以外の第三者に開示・提供しないものとす。
- 3 契約者は、前項に従い当社が与えた管理者用ID又はパスワードの漏洩、使用上の誤り、第三者による不正使用等により、当社に損害が生じた場合には、これによって生じた一切の損害を当社に賠償する責を負うものとす。

(本サイトの維持・運用に関する責任)

第18条 契約者は、本サイトの維持・運用に対し責任を負うものとし、当社は、本サイトに対し、本システムの不具合・故障その他原因の如何を問わず、また、その発生時期を問わず、契約者その他いかなる者に対しても、いかなる保証も行わず、いかなる責任も負担しないものとす。

- 2 契約者は、本条の違反により生じた第三者からの一切のクレーム等については、当社を免責し、一切の責任を負うものとす。

(契約者の協力)

第19条 契約者は、本サービスの利用に関し、必要に応じて、基本仕様書に従って、本システムについて適切な操作環境ならびに動作環境を確保し、その他契約者当社別途協議の上、当社による本サービス提供に必要な処置を取るものとす。

- 2 契約者は、本サービスの正常な運用維持のため、本サービス利用に影響を与えるおそれのある契約者事業所内システムの大幅な変更又は追加を行う場合には、事前にその内容について当社に通知するものとす。
- 3 当社は、以下の各号の場合、契約者に対し、本サービスの利用に関する情報・資料等の提供を求めることができるものとし、契約者は、できる限りこれに協力する。ただし、契約者の機密にかかわる情報及び資料等の提供については、この限りではないものとす。
  - (1)本システムの故障予防又は回復のため合理的な必要性がある場合
  - (2)本サービスの技術的又は経済的機能向上のため契約者、当社両者が別途協議の上必要を認めた場合
  - (3)前各号の他契約者、当社が別途協議の上必要と判断する相当の理由がある場合

## 第5章 その他

(システム管理担当者の業務)

第20条 契約者は、本サービスの利用に関して、システム管理担当者を選定し、書面で当社へ通知するものとす。システム管理担当者を変更する場合も同様とす。

- 2 前項に定めるシステム管理担当者は、以下の各号に定める事項を行うものとす。
  - (1)本サービスに関する契約者、当社間の通知の授受及び必要な協議等を実行する。
  - (2)本サイトの適切な運用を図るため、自社内における関係者に必要な指示を与える。
  - (3)本サイトの適切な運用を図るため、自社の施設・設備等の整備に努める。
  - (4)前各号他契約者、当社間で別途合意する事項

(秘密保持)

第21条 契約者及び当社は、本サービスの利用により知り得た相手方の販売上、技術上又はその他の業務上の秘密(本契約の内容、本サービスの基本仕様書の内容等を含む)を本サービス利用のためにのみ使用するものとし、相手方の承諾なしに第三者に公表し又は漏洩しないものとす。ただし、法令により情報の開示を求められた場合は相手方に書面による通知のうえ、開示することができるものとす。

以下各号の情報は本条の秘密に該当しないものとす。

- (1)既に公知の情報及び開示後受領者の責めによらず公知となった情報
  - (2)本サービスにより知り得た以前から保有していた情報
  - (3)本サービスにより知り得た情報に依存せずに独自に開発・発見した情報
  - (4)正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
- 2 本条の規定は、本契約の終了後も3年間効力を有するものとす。

(知的所有権の同属)

第22条 本システム及び本サービスにおいて当社が契約者に提供する一切の著作物(本規定、本サービスの基本仕様書等を含む)に関する著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)及び著作人権(著作権法第18条から第20条の権利をいう)並びにそれに含まれるノウハウ等の一切の知的所有権は、当社又はその他の正当な権利者に帰属する。

- 2 契約者は、本システム及び前項の提供物を以下の各号のとおり取り扱うものとす。
  - (1)本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
  - (2)複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと。
  - (3)営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。
- 3 本条の規定は、契約の終了後も効力を有するものとす。

(当社による本サービスの停止及び契約の解除)

第23条 当社は、契約者が以下の各号のいずれかに該当する場合、事前に又は緊急の場合は事後に書面で通知し、本サービスの全部又は一部の提供を一時停止し、また、催告後も催告期間内に改善されないときは契約を解除できるものとす。

- (1)自己振出の手形又は小切手が不渡り処分を受けた場合、差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立があった場合又は租税滞納処分を受けた場合、破産、会社整理開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続の申立があった場合又は清算に入った場合、解散又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとした場合、その他財産状態が悪化し又はその恐れがあると認められる相当の事由がある場合
- (2)本サービスの運営を妨害し又は相手方の名誉信用を毀損した場合
- (3)本規定に著しく違反した場合

- 2 当社は、以下の各号のいずれかの事由が生じた場合、契約者に対し事前に又は緊急の場合は事後に通知し、本サービスの全部又は一部の提供を一時停止できるものとする。
  - (1)本システムの保守点検等の作業を定期的に又は緊急に行う場合
  - (2)本システムに故障等が生じた場合
  - (3)停電、火災、地震、労働争議その他当社の責に帰すべからざる事由により本サービスの提供が困難な場合
  - (4)前各号他本システムの運用上又は技術上の相当な理由がある場合
- 3 天災地変その他の不可抗力により、本システムの全部もしくは一部が滅失し又は破損し、本システムの使用が不可能となり、かつ、修復の見込みがない場合、当社はその旨を契約者に通知して本契約を解約することができる。
- 4 本条により本サービスが一時停止し、又は契約が解約された場合でも、本規定に特別の規定がある場合を除き、当社は、契約者その他いかなる者に対しても、いかなる責任も負担しないものとする。なお、契約者は、本条第3項により契約が解除された場合には、第8条に定める本サービス利用期間の残存期間分の利用料金を当社に支払う義務を負わないものとする。
- 5 契約が契約者の責に帰すべき事由により解除された場合、契約者は、当社に対し、第8条に定める最低利用期間の残存期間分の利用料金を相当する金額の金員を違約金として支払うものとする。
- 6 契約が当社の責に帰すべき事由により解除された場合、契約者は、第8条に定める本サービス利用期間の残存期間分の利用料金を当社に支払う義務を負わないものとする。
- 7 当社は、都合により本サービス契約に基づく本サービスの提供の全部を廃止することができるものとする。なお、本サービスの提供の全部を廃止する場合、当社は契約者に対し当該廃止の日より2ヶ月以上前に第27条に指定する方法に従い、その旨を通知するものとする。この2ヶ月の期間は、やむを得ない事情がある場合には短縮できるものとする。

#### (契約者による契約の解除)

第24条 契約者は、当社に対し指定の解約申込書「Ez Sharing PREMIUM サービス解約申込書」で通知し、契約を解約できるものとする。解約にかかる利用料金、及び解約処理については基本仕様書に記載のとおりとする。

- 2 本条第1項により契約が解除される場合、当社が契約者へ通知するサービス解約案内に記載された日を解約日とする。

#### (本サービス終了時の処理)

第25条 契約が期間満了、解約又は解除により終了した場合、契約者は、本システムを一切使用できないものとし、当社から提供された一切の物品(本サービスの基本仕様書等を含む)を直ちに当社に返還するか又は当社の指示に従って廃棄してその旨の証明書当社に交付する。

- 2 契約が終了した場合、第24条第2項に定める解約日を経過してなお本サービスに登録されているデータ等は全て当社の責任において削除できるものとする。

#### (損害賠償)

第26条 契約者が、本規定の違反により当社に損害を与えた場合、契約者は、当社が被った通常の直接損害を賠償する責を負うものとする。

- 2 契約者が本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、契約者は、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとする。
- 3 当社は、本規定に特別の規定がある場合および当社の責に帰すべき事由による場合を除き、本サービスの利用により生じる結果について、契約者その他いかなる者に対しても、本システムの不具合・故障、第三者による本システムへの侵入、商取引上の紛争、その他の原因を問わず、いかなる責任も負担しないものとする。
- 4 当社が契約者に対し損害賠償責任を負う場合、当社が負担する賠償金の累積額は、契約者が当社に支払った本サービスの利用料金の直近6ヶ月分の合計額(6ヶ月に満たない場合は当社に支払った利用料金の総額)を上限とするものとする。
- 5 当社は、本規定に特別の規定がある場合を除き、いかなる場合にも、自己の責に帰すことのできない事由から生じた損害、予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、間接的損害、派生的損害、逸失利益並びにデータ及びプログラム等の無体物に生じた損害については、賠償責任を負わないものとする。

#### (通知)

第27条 本規定に基づく契約者、当社間の通知(故障申告及び故障回復通知を含む)は、以下の方法で行うこととする。

- (1)相手方が予め書面で指定した電子メールアドレス宛に電子メールを送信して行う。この場合は、相手方が電子メールアドレスを管理するサーバに電子メールが正常に到達し相手方が受信した時をもって通知が完了したものとみなす。

#### (権利義務の譲渡制限)

第28条 契約者及び当社は相手方の書面による事前承諾を得ることなく、契約上の権利又は義務の全部又は一部を第三者に貸与し、譲渡し又は担保提供等できないものとする。

#### (紛争の解決)

第29条 本規定の条項又は規定に定めのない事項について紛争が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとする。

- 2 契約に関する準拠法は、日本国法とする。
- 3 契約に関する紛争は東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(平成26年9月1日)

**株式会社カントー**

〒102-8228

東京都千代田区九段北1-11-2

TEL:03-3238-6121

Mail: ezsharing-support@kantoh.co.jp

## Ez Sharing PREMIUM サービス 基本仕様書

本仕様書は、株式会社カントー(以下「当社」という)が提供する Ez Sharing PREMIUM サービス(以下「本サービス」という)の基本仕様について記述したものである。

### ソフトウェアのサービス仕様

#### (1) 管理者機能

- ① ユーザー情報管理  
管理者が、ユーザーのアカウント等を設定、変更又は削除が可能。
- ② システム管理  
管理者が、各種ログの閲覧、ユーザー向けの各種権限の割り当て、ファイルの自動削除機能等の設定又は変更が可能。

#### (2) エンドユーザー機能

- ① ファイルリンク、フォルダリンク機能  
大容量のファイル、あるいは機密性の高いファイルなどを電子メールを利用して安全確実に送付が可能。
- ② ゲストフォルダ機能  
フォルダ毎に個別のパスワードを設定し、取引先などと安全簡単にファイルの共有が可能。
- ③ 共有フォルダ機能  
管理者によって設定された共有フォルダによって、社内などで安全簡単にファイルの共有が可能。

### サーバー等の保守管理

#### (1) サーバー運用管理

- ① サーバー構成  
本サービスを構成するサーバー機器は稼働系/待機系 2 台構成とし、待機系はバックアップサーバーとして使用する。
- ② データのバックアップ  
本サービスを提供するサーバー機器では定期的にデータのバックアップを行い、ディスク装置の全損等を伴う故障が発生した場合は、バックアップを行った時点に戻すことができる。
- ③ サーバーリソース管理  
本サービスを提供するサーバー機器及びネットワーク機器のCPU、メモリ、ディスク容量の使用率等を定期的に調査、分析し処理性能の低下等によるサービス品質の低下などの重大なトラブルを事前に予防する。
- ④ ログ管理  
本サービスを提供するサーバー機器及びネットワーク機器のアクセスログ、エラーログなどを保管することにより、不正アクセス、各サーバー機器の異常の追跡調査を行う。
- ⑤ 故障受付・一元管理・進捗報告  
本サービスに関する契約者からの故障申告や苦情、問い合わせの受付や回答をヘルプデスクにて一元的に行う。

#### (2) セキュリティ管理

- ① アンチウイルスエンジンを標準内蔵  
アンチウイルスエンジンを内蔵し、ウイルス感染ファイルのアップロードを防止する。
- ② データセンター  
都内中心部にある Tier3 レベルのデータセンターで専任のエンジニアが 24 時間/365 日常勤し、監視。

#### (3) その他

当社が相当と判断する保守管理を適宜実施する。

### ヘルプデスクの概要

#### (1) サービス概要

- 予め登録された契約者からの問い合わせに対し回答する。
- ① 操作マニュアルに記載された仕様どおりに動作しない場合の問い合わせ
  - ② 操作マニュアルに記載された正常な操作を行ったときに起きたシステムの故障に関する問い合わせ
  - ③ 本サービスで提供する設備(ハードウェア及びソフトウェア)に起因した故障に関する問い合わせ

#### (2) 問い合わせ方法

電子メールで当社が指定するメールアドレス宛  
( [ezsharing-support@kantoh.co.jp](mailto:ezsharing-support@kantoh.co.jp) ) に行う。

#### (3) 回答時間

土、日、祝祭日、年末年始(12月29日から1月3日)、及び当社所定の休日を除く平日 10:00~18:00 とする。  
メールによるサポートの受付は 24 時間対応、回答は平日 10:00~18:00 で 2 営業日以内の返信となります。

#### (4) その他

- ① 問い合わせの内容は、本サービスの利用に関する技術的事項及び故障の申告とし、契約者の業務内容等に関する問い合わせは受け付けない。
- ② 問い合わせの内容が閲覧可能なマニュアルに記載されている内容である場合、マニュアルの記載箇所の指摘をもって回答とする。

## 利用料金

### (1) 品目

当社は、料金額を適用するにあたり、次表のとおり本サービスの基本料金を定める。

- ① 初期設定料金  
¥50,000-/税別

② サービス基本料金

(サービス名)	(ID 数)	(ディスク容量)	(月額基本料金)
基本セット	20	100GB	40,000 円/月(税別)

- ・最低利用期間はサービス開通日から起算して6ヶ月間です。(当社が通知する開通案内通知書記載のサービス開通日を起算日とします。)
- ・ディスク容量はオペレーティングシステムなどのシステム領域も含めて数値になっております。

③ 有償オプション

(名称)	(追加仕様)	(月額基本料金)
ID 追加	10 ID ずつ	3,000 円/月(税別)

- ・契約期間途中から上記オプションを追加・廃止した場合、変更作業は出来る限り速やかに適用を行い、次回請求分にて差額分を精算となります。

### (2) 料金計算の起点

本サービスの利用料金は前払いとし、利用月の前々月末日を起点とする。

### (3) サービス利用開始月の利用料金について

- サービス利用開始月の月額利用料金は、以下の基準に則り計算するものとする。
- ・サービス利用開始日が1～15日の場合、初回月額利用料金は半月分とする。
  - ・サービス利用開始日が16～末日の場合、初回月額利用料金は無料とする。

### (4) 料金の請求及び支払

- ① 利用料金の支払いは前払いとし、利用月の利用料金に消費税相当額を加えた金額を、その前々月末日を起点として当社より請求するものとする。なお、当該請求は契約者の締め支払日に基づいて行われる。但し、利用開始月及び翌月分に限り、利用開始月末日までに請求するものとし、契約者はその請求書に従い、利用開始月末日までに利用料金を支払うものとする。
- ② 初期設定料金は、作業完了後速やかに、または月額利用料金と合算して、当社から契約者に請求するものとする。
- ③ 支払いに係る手数料は全て契約者の負担とする。

### (5) 解約に係る料金の適用

- ① サービスを途中解約する場合は、当社が指定する「解約通知書」に必要事項を記入して申請するものとする。
- ② 解約処理は、契約者からの「解約通知書」受理後15日締めで行い、締め日から起算して翌々月にサービス停止として処理するものとする。
- ③ 最低利用期間はサービス開始から6カ月間とし、この期間内に契約の解約があった場合には、最低利用期間の残存期間に相当する基本料金及びオプション料金の合計額に消費税相当額を加えた額を、当社が定める期日までに支払うものとする。
- ④ 前払いにて支払い済みの利用料金については、返還しないものとする。

### (6) 契約の解除について

当社に瑕疵がなく、契約者に法令違反や契約違反(以降に記載する禁止行為等)があった場合、当社は契約者への書面による通知をもって本契約を解除できるものとする。

## 禁止行為

契約者は以下の行為を行ってはならないものとします。なお、契約者のエンドユーザーが以下の行為を行うことにより当社が損害を被った場合には、契約者はかかる損害の全てを当社に補償するものとします。

- (1) 当社及び他の本サービス利用者若しくは第三者の権利を侵害する行為、また侵害するおそれのある行為
- (2) 当社及び他の本サービス利用者若しくは第三者の財産若しくはプライバシーを侵害または名誉毀損する行為、または侵害または名誉毀損するおそれのある行為
- (3) 当社及び他の本サービス利用者若しくは第三者に不利益もしくは損害を与える行為、またはそれらおそれのある行為
- (4) 当社が提供する本サービスの運営を妨げる行為
- (5) 公序良俗に反する行為若しくはそのおそれのある行為、また公序良俗違反に反する情報または公序良俗に反するおそれのある情報を、他の利用者もしくは第三者に提供する行為
- (6) その他、当社が不適切と判断する事項

作成日:平成22年12月1日  
改定日:平成26年8月29日

株式会社 カントー  
〒102-8228  
東京都千代田区九段北 1-11-2  
TEL03-3238-6121  
Mail: ezsharing-support@kantoh.co.jp